

青森県報

第二千八百八号

平成十九年
七月二十日
(金曜日)

目次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………

公有水面埋立ての免許……………

急傾斜地崩壊危険区域の指定……………

急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………

公共測量の実施……………

公 告

建設業者の許可の取消し……………

出 先 機 関

土地改良事業施行の同意……………

告 示

青森県告示第五百六十号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十九年七月二十日

（青少年 男女共 参画課）	……………	一
（漁港 整備課）	……………	一
（河川 砂防課）	……………	三
（同）	……………	三
（監 理課）	……………	四
（東青 地民局）	……………	四
（西北 地民局）	……………	四

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発行者 (製 作者) 名	該当条項
二五三	書籍	裏モノ JAPAN 八月号	鉄人社	青森県青少年 健全育成条例
二五三		BOYS'JAYS 七月号	マガジン・マ ガジン	第十二条第一 項第一号該当
二五四		レディースコミック「微熱」 八月号	セブン新社	
二五五		ナックルズ・エキサイティング 七月号	ミリオン出版	

青森県告示第五百六十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十九年七月二十二日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十九年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

北津軽郡中泊町大字小泊字下前二〇七の三から同字下前一七五の一に至る地先
公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点から㉑の地点までを順次に直線で結んだ線及び

の地点と㉑の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四一度〇七分一四秒五四八

の地点 北緯 四一度〇七分一四秒五三七一

の地点 北緯 四一度〇七分一四秒六三六八

の地点 北緯 四一度〇七分二四秒九八四二

の地点 北緯 四一度〇七分二四秒〇二九七

の地点 北緯 四一度〇七分二九秒二八三四

の地点 北緯 四一度〇七分二九秒二六六六

の地点 北緯 四一度〇七分二九秒九〇四九

の地点 北緯 四一度〇七分二九秒五二六〇

の地点 北緯 四一度〇七分二九秒九六九六

の地点 北緯 四一度〇七分二九秒七〇八二

の地点 北緯 四一度〇七分一四秒五六四〇

の地点 北緯 四一度〇七分一四秒五六四〇

の地点 北緯 四一度〇七分一四秒九六三六

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒〇〇八二

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒〇〇八二

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五六一七

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五六一七

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒〇八三三

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒〇八三三

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒四〇六一

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒四〇六一

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒一五〇八

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒一五〇八

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒二〇五四

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒二〇五四

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒三三三三

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒三三三三

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒三三三三

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒三三三三

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒二五四六

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒七四三六

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒一七五三

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒一七五三

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒六六三二

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒三〇四九

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒一七七〇

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒三八五三

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒三八五三

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒四六二七

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒四六二七

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

北津軽郡中泊町大字小泊字下前二〇七の三から同字下前一七五の一に至る地先

2 区域

次の各地点のうち、アの地点からケの地点までを順次に直線で結んだ線及びア

の地点とケの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 北緯 四一度〇七分二二秒六九二三

アの地点 北緯 四一度〇七分二二秒六九二三

アの地点 北緯 四一度〇七分二二秒六九二三

アの地点 北緯 四一度〇七分二二秒六九二三

アの地点 北緯 四一度〇七分二二秒六九二三

アの地点 北緯 四一度〇七分二二秒六九二三

アの地点 北緯 四一度〇七分二二秒六九二三

アの地点 北緯 四一度〇七分二二秒六九二三

アの地点 北緯 四一度〇七分二二秒六九二三

アの地点 北緯 四一度〇七分二二秒六九二三

アの地点 北緯 四一度〇七分二二秒六九二三

アの地点 北緯 四一度〇七分二二秒六九二三

アの地点 北緯 四一度〇七分二二秒六九二三

3 面積

九、五一七・二三平方メートル

キの地点 東経 一四〇度一六分三一秒二二四七
北緯 四一度〇七分一六秒六二〇七

クの地点 東経 一四〇度一六分二六秒五二八九
北緯 四一度〇七分一五秒三三三三

ケの地点 東経 一四〇度一六分二六秒三二二〇
北緯 四一度〇七分一五秒六八七五
東経 一四〇度一六分二二秒六四八三

3 面積
二二・七二七・七〇平方メートル

四 埋立地の用途
漁港施設用地

青森県告示第五百六十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第
三項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び北上北地域県民局地域整備
部に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

古間木一丁目一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標
柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は
直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三沢市	古間木一丁目		一五二の二一
二	"	"		国調筆界未定

四	"	"		国調筆界未定
"	"	"		一五二の二一

青森県告示第五百六十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
三条第一項の規定により、平成十六年六月三十日青森県告示第四百七十六号（急傾斜
地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により
公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備
部に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

次のように改める。

袴田急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び
標柱一号と標柱十四号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ
線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三戸郡三戸町	袴田	上屋敷	五四の一
二	"	"	赤坂	二二
三	"	"	"	二二
四	"	"	中屋敷	二二
五	"	"	"	二二
六	"	"	"	一八
七	"	"	堤ヶ沢	一七の九
八	"	"	中屋敷	一七の一
九	"	"	"	六の一

十	五の三
十一	一四
十二	六六の一
十三	六四の一
十四	五七の一
上屋敷	

青森県告示第五百六十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
仙台防衛施設局
- 二 測量の種類
公共測量（移転措置事業）
- 三 測量の期間
平成十九年六月二十九日から同年八月十三日まで
- 四 測量の地域
上北郡六ヶ所村大字平沼地区
三沢市大字天ヶ森地区

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社青森下水道開発センター
- 二 代表者の氏名 鈴木 博
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字前田六七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第一〇七二六号
- 五 取消年月日 平成十九年六月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
左官、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、しゅんせつ、清掃施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、つがる市に係る次の土地改良事業の施行に平成十九年七月六日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成十九年七月二十日

西北地域県民局長 神 豊 勝

- 一 事業名 基盤整備促進
- 二 地区名 豊繁

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭